

支援センターしらすぎ**事業概要**

支援センターしらすぎは、利用者一人ひとりが地域で安心して自立した生活ができるよう、提供するサービスごとにさまざまな関係機関と連携をとりながら、その人が望むその人らしい豊かな生活の実現を目指して必要な支援を行います。

平成28年度「支援センターしらすぎ」は、堺市内における「就労を目指す日中活動先」としての役割をさらに強め、利用者の「働きたい！就職したい！」を支援します。とりわけ、27年度に明確化した日中三事業のそれぞれが持てる役割を、プログラムと言う形でさらに深化させ、就労までの支援プロセスを確立します。さらにグループホームや居宅介護事業、相談支援などの地域支援とともに、就労と生活の一体的な支援を展開します。

「しらすぎ・ネスト」は開所後5年目を迎え、深まる地域との交流をさらに大切に行きます。地域活動支援センター事業は、気軽に立ち寄れ、ほっとできる居場所として、障害のある方を始めとする地域の人々のコミュニティスペースとして機能します。そして相談支援事業においては、さらに増える計画相談のニーズに応えられる体制強化を行います。

支援センターしらすぎとしらすぎ・ネストは、引き続き地域に根差した事業運営を心掛けます。地域住民の方々とともに行う活動や、地域の行事への参加を通して顔の見える関係を築き、地域に根ざした事業の展開を図り、身近な地域で共生社会の実現を目指します。

とりわけ職員各自が、4月に施行される障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法をしっかりと理解し、事業所や利用者が社会の中で特別な存在にならないようソーシャルワークに励み、本人中心の支援に取り組めます。そして、今後もこの地域で有意な活動を展開していくために、老朽化している支援センターしらすぎの建て替え計画を始動する年度と認識し、その素案の検討と行政折衝をスタートさせます。

<事業一覧>**1. 就労支援**

- ・就労移行支援事業
職場適応援助者による支援事業(ジョブコーチ)
- ・自立訓練(生活訓練)事業
- ・就労継続支援B型事業

2. 生活支援

- ・共同生活援助事業(グループホーム)
- ・居宅介護事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター運営業務(堺市)

3. 相談支援

- ・特定相談支援事業(基本相談・計画相談)
- ・一般相談支援事業(基本相談・地域移行・地域定着)
- ・障害児相談支援
- ・障害児等療育支援事業(堺市事業)

<平成 28 年度重点目標>

1. 選ばれる事業所を目指します。
 - ・事業所建て替えのためのワーキングチームを発足し、具体の検討を開始します。
 - ・障害の状態に応じた支援の専門性を高めます。
 - ・広報、啓発に努めます。
2. 利用者の「豊かな暮らし」をさらに追及します。
 - ・明確になった日中三事業のあり方をプログラムと言う形で深化させます。
 - ・グループホームの支援体制を整え「生活の質」を追求します。
 - ・相談支援体制をさらに強化するとともに、障害者ケアマネジメントに基づいた計画相談をさらに深めます。
3. 職員にとって働きがいのある職場づくりを目指します。
 - ・折に触れ研修の機会を設定し、自己研鑽が支援の糧となる実感を求めます。
 - ・事業運営の懸案について職員参画のワーキングチームにて検討企画し実施します。
 - ・報告、連絡、相談を基本とした連携体制の強化を事業運営の柱とします。

<事業概要>

1 就労支援

自立訓練(生活訓練)事業・就労移行支援事業・就労継続支援B型事業

(1) 自立訓練(生活訓練)事業

「なんでもやってみよう！しらすぎは練習の場です」を合言葉に、就労を見据えた基礎的な生活力を身につけるためのプログラムを作成し実施します。利用者のエンパワメントに向けた取り組みを中心に行います。

(2) 就労移行支援事業

「働きたい！就職したい！を支援します」企業等への就労を希望する人に、働くために必要な力をつけるための訓練や、職場見学、職場実習を行います。就職ガイダンスなどのプログラムの実施や、実習などの施設外活動を積極的に求め、リアルな体験による就労意欲の醸成を図ります。また、支援プログラムの手法を明確化するために、マニュアルの作成に取り組めます。

(3) 就労継続支援B型

「あせらずじっくり就職を目指します」就労移行支援事業利用後、2年間の利用期間を設定し就労を目指します。また外部のB型事業所などを利用している方で、就職を目指したいが支援を受けられないというニーズについても、入所の門戸を広げていくこととします。さらに40歳以上の方については利用期間を設けず、就労について「あきらめない支援」を展開します。

【事業目的】

指定障害福祉サービス事業の自立訓練(生活訓練)及び就労移行支援、就労継続支援B型の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労移行支援及び指定就労継続支援B型の円滑な運営管理を

図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

1. 指定自立訓練(生活訓練)の実施に当たって、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
2. 指定就労移行支援の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
3. 指定就労継続支援B型の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
4. 指定自立訓練(生活訓練)、指定就労移行支援及び指定就労継続支援B型の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】 大阪府堺市東区白鷺町2丁9番32号

【職員配置】 管理者 1名 サービス管理責任者 1名

(1)指定自立訓練(生活訓練)

生活支援員5名 生活支援員(訪問担当)1名 栄養士1名 事務職員2名

(2)指定就労移行支援

職業指導員1名 生活支援員4名 就労支援員5名 栄養士1名 事務職員2名

(3)指定就労継続支援B型

職業指導員1名 生活支援員1名 栄養士1名 事務職員2名

【営業日等】

- (1)営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2)営業時間 午前9時から午後5時45分までとする。
- (3)サービス提供日 月曜日から土曜日までとする(土曜日については第1・第3の月2回とする)ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日まで、12月29日から1月3日までを除く。
- (4)サービス提供時間 午前9時から午後4時30分までとする。ただし、土曜日については午前9時から午後1時までとする。

【利用定員】

(1)指定自立訓練(生活訓練) 26名

- (2) 指定就労移行支援 24名
- (3) 指定就労継続支援B型 10名

【主たる対象者】

知的障害者(18歳未満の者を除く)

【サービスの提供方法及び内容】

(1) 指定自立訓練(生活訓練)

(ア) 自立訓練(生活訓練)計画の作成

(イ) 食事の提供

(ウ) 身体等の介助

(エ) 家事等日常生活能力を向上させるために必要な訓練

(オ) 就労移行支援事業所との連携による作業、就労支援

(カ) 健康管理

(キ) 訪問による生活訓練

(ク) 生活相談

(ケ) 地域生活への移行のための支援

(コ) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(イ)から(ケ)に附帯するその他必要な介助、訓練、支援、相談、助言

(2) 指定就労移行支援

(ア) 就労移行支援計画の作成

(イ) 食事の提供

(ウ) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練

(エ) 生活の幅を広げる(社会人としての力をつける)ために必要な訓練

(オ) 身体等の介助

(カ) 生産活動(軽作業、洗車、縫製)

(キ) 施設外支援

(ク) 実習先企業等の紹介

(ケ) 求職活動支援

(コ) 職場定着支援

(サ) 生活相談

(シ) 健康管理

(ス) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(イ)から(シ)に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

(3) 指定就労継続支援B型

(ア) 就労継続支援B型計画の作成

(イ) 食事の提供

(ウ) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練

(エ) 生活の幅を広げる(社会人としての力をつける)ために必要な訓練

(オ) 身体等の介助

(カ) 生産活動(軽作業、洗車、縫製)

- (キ)施設外支援
- (ク)実習先企業等の紹介
- (ケ)求職活動支援
- (コ)職場定着支援
- (サ)生活相談
- (シ)健康管理
- (ス)前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (イ)から(シ)に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

【日課】 ※月～金曜日(但し、水曜日は16:00終了)

| 時間 | 日課 | 備考 | |
|-------|----------------------------|--|---|
| 8:45 | 通所 | 通所後、作業服に着替え準備 | |
| 9:00 | 全体朝礼 ラジオ体操 白鷺公園ランニング | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【水曜日の場合】</p> <p>15:30 清掃・更衣・終礼</p> <p>16:00 終了 帰宅</p> <p>【土曜日課】</p> <p>月に1回、主に第3土曜日午前日課として開所する</p> </div> | |
| 9:20 | 作業科朝礼 | | |
| 9:30 | 作業開始 | | |
| 12:00 | 昼食・休憩 | | |
| 13:00 | 作業開始 (休憩 15分) | | |
| | 作業終了 | | |
| 16:00 | 清掃(全員) 更衣 作業科終礼 | | 15:00～15:30 廊下、更衣室、トイレの清掃(担当者)、各作業室、フロア等の清掃(全員) |
| | 終了 | | |
| 16:30 | 帰宅 | | |

【年間行事予定】

- 4月 家族会総会
- 9月 育成会大阪大会
- 10月 白鷺校区運動会
- 11月 しらさぎまつり
- 12月 利用者忘年会
- ・利用者企画旅行については実施時期は未確定
- * 毎月 1～2回 休日プログラム
- * 毎月第3金曜日 就職者サロン
- * 毎月第4金曜日 東区らららバザー
- * 年2回健康診断、避難訓練を実施

2 生活支援

ホームズしらさぎ(共同生活援助)

共同生活援助「介護サービス包括型」の事業運営を行います。

ホームの支援体制をさらに強化するべくその調整に努めます。具体的には入居者の状況

に応じて生活支援員を配置し、入居者の安全や衛生の向上を目指します。その上で利用者ひとりひとりの生活の質の向上を目指します。また、単身生活を希望している利用者にもむけてサテライト型ホームの導入や、エンパワメントに向けた支援を行います。

世話人会議や個別支援計画の作成時、モニタリング時などで、日々の支援が利用者主体であるかどうかの見直しを行い、世話人同士や、バックアップ職員との連携を深め、互いの情報共有に努めます。また世話人や生活支援員について、業務マニュアルを基本とした業務の整理を引き続き行うこととします。

【事業目的】

大阪府指定の共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスを提供する。

【運営方針】

- 1 利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排せつまたは食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】

| 名 称 | 所在地 | 居定員 |
|----------|----------------|-----|
| しらさぎホーム | 大阪府堺市野尻町 | 4名 |
| おおみのホーム① | 大阪府堺市東区大美野 | 4名 |
| おおみのホーム② | 大阪府堺市東区大美野 | 4名 |
| せんぼくホーム | 大阪府堺市南区原山台3丁 | 4名 |
| しんかなホーム | 大阪府堺市北区新金岡町3丁 | 4名 |
| ひまわり | 大阪府堺市南区庭代台2丁 | 4名 |
| たかいしホーム | 大阪府高石市加茂一丁目 | 6名 |
| さやまホーム | 大阪府大阪狭山市西山台四丁目 | 4名 |
| くすのきホーム | 大阪府堺市東区野尻町 | 5名 |

| | | |
|---------|--------------|----|
| なかもずホーム | 大阪府堺市北区中百舌鳥町 | 5名 |
|---------|--------------|----|

【職員配置】

管理者1名 サービス管理責任者 2名 世話人 19名 生活支援員 21名

【対象者】 知的障害者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- ①利用者に対する相談
- ②食事の提供
- ③健康管理・金銭管理の援助
- ④余暇活動の支援
- ⑤緊急時の対応
- ⑥職場等との連絡・調整
- ⑦財産管理等の日常生活に必要な援助

【利用者から受領する費用の額等】

障害者総合支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、次のとおり利用者の負担とする。

| | | |
|----------|--------------------|------------|
| しらさぎホーム | (1)家賃・共益費 | 月額 37,500円 |
| | (2)光熱水費 | 月額 11,400円 |
| | (3)食材料費(朝食・夕食) | 月額 17,000円 |
| | (4)日用品費 | 月額 2,000円 |
| | (5)自治会費 | 月額 100円 |
| | (6)備品修理買い替え費 | 月額 2,000円 |
| | (7)その他 お弁当(昼食)食材料費 | 1食 300円 |
| おおみのホーム① | (1)家賃・共益費 | 月額 13,070円 |
| | (2)光熱水費 | 月額 13,330円 |
| | (3)食材料費(朝食・夕食) | 月額 24,000円 |
| | (4)日用品費 | 月額 2,100円 |
| | (5)自治会費 | 月額 500円 |
| | (6)備品修理買い替え費 | 月額 2,000円 |
| | (7)その他 お弁当(昼食)食材料費 | 1食 300円 |
| おおみのホーム② | (1)家賃・共益費 | 月額 16,020円 |
| | (2)光熱水費 | 月額 10,480円 |
| | (3)食材料費(朝食・夕食) | 月額 24,000円 |
| | (4)日用品費 | 月額 2,000円 |
| | (5)自治会費 | 月額 500円 |
| | (6)備品修理買い替え費 | 月額 2,000円 |
| | (7)その他 お弁当(昼食)食材料費 | 1食 300円 |

| | | |
|---------|--|--|
| せんぼくホーム | (1)家賃・共益費 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・夕食) (4)日用品費 (5)自治会費 (6)備品修理買い替え費 (7)その他 お弁当(昼食)食材料費 | 月額 15,010円 月額 12,490円 月額 22,000円 月額 3,000円 月額 500円 月額 2,000円 1食 300円 |
| しんかなホーム | (1)家賃・共益費 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・夕食) (4)日用品費 (5)自治会費 (6)備品修理買い替え費 (7)その他 お弁当(昼食)食材料費 | 月額 14,620円 月額 15,680円 月額 20,000円 月額 2,300円 月額 400円 月額 2,000円 1食 300円 |
| ひまわり | (1)家賃・共益費 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・夕食) (4)日用品費 (5)自治会費 (6)備品修理買い替え費 (7)その他 お弁当(昼食)食材料費 | 月額 15,700円 月額 14,800円 月額 20,000円 月額 2,000円 月額 500円 月額 2,000円 1食 300円 |
| たかいしホーム | (1)家賃・共益費 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・夕食) (4)日用品費 (5)自治会費 (6)備品修理買い替え費 (7)その他 お弁当(昼食)食材料費 | 月額 10,190円 月額 10,500円 月額 20,000円 月額 1,310円 月額 1,000円 月額 2,000円 1食 300円 |
| さやまホーム | (1)家賃・共益費 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・夕食) (4)日用品費 (5)自治会費 (6)備品修理買い替え費 (7)その他 お弁当(昼食)食材料費 | 月額 10,945円 月額 12,805円 月額 21,000円 月額 3,000円 月額 250円 月額 2,000円 1食 300円 |

| | | |
|---------|--------------------|------------|
| くすのきホーム | (1)家賃・共益費 | 月額 32,080円 |
| | (2)光熱水費 | 月額 13,340円 |
| | (3)食材料費(朝食・夕食) | 月額 21,000円 |
| | (4)日用品費 | 月額 1,500円 |
| | (5)自治会費 | 月額 80円 |
| | (6)備品修理買い替え費 | 月額 2,000円 |
| | (7)その他 お弁当(昼食)食材料費 | 1食 300円 |
| なかもずホーム | (1)家賃・共益費 | 月額 35,800円 |
| | (2)光熱水費 | 月額 11,000円 |
| | (3)食材料費(朝食・夕食) | 月額 20,200円 |
| | (4)日用品費 | 月額 1,000円 |
| | (5)備品修理買い替え費 | 月額 2,000円 |
| | (6)その他 お弁当(昼食)食材料費 | 1食 300円 |

1. 個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負うこと。
2. 利用者はお互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努めること。
3. 社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めること。

居宅介護・移動支援事業

居宅介護・移動支援事業においては、引き続き研修の充実を図ります。現任ヘルパーは継続して堺市の移動支援ネットワーク主催のスキルアップ講座を受講してもらうことを位置づけていきます。また、新規のヘルパーの確保に向けてガイドヘルパー養成研修を年1回実施します。とりわけ平日稼働できるヘルパーの確保に力を注ぎます。また、ヘルパーの支援の質を確保するために、センター独自のヘルパー向け研修会を企画実施します。

また地域活動支援センターしらさぎ・ネストを、外出先等の情報提供やヘルパーとの待ち合わせ又は、次回の計画や相談が自由にできる拠点として利用します。

【事業目的】

大阪府指定の居宅介護および各市町村指定の移動支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な支援を提供する。

【運営方針】

1. 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
2. 居宅介護の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。
3. 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、

他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】 大阪府堺市東区白鷺町2丁9番32号

【職員配置】管理者 1名 サービス提供責任者 介護福祉士 1名

【対象者】 知的障害者児

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 居宅介護計画の作成
- (2) 移動支援計画の作成
- (3) 身体介護に関する内容
 - ① 食事の介護
 - ② 排泄の介護
 - ③ 衣類着脱の介護
 - ④ 入浴の介護
 - ⑤ 身体の清拭、洗髪
 - ⑥ 通院等の介助(事業所の従業者が自ら自動車を運転して実施する通院等の介助を除く。)
 - ⑦ その他必要な身体の介護
- (4) 家事援助に関する内容
 - ① 調理
 - ② 衣類の洗濯、補修
 - ③ 住居等の掃除、整理整頓
 - ④ 生活必需品の買い物
 - ⑤ 関係機関との連絡
 - ⑥ その他必要な家事

障害児等療育支援事業(堺市)

堺市内に住まう障害児に対して、訪問および外来の方法により相談指導を行う。とりわけ障害児サービス利用にかからない方を対象として、地域に埋もれてしまっているニーズなどが、身近なところで気軽に相談できる窓口としての役割を担う。その他、障害児の生活向上に資する事業を行う。

【事業目的】

重症心身障害児、知的障害児、身体障害児、その他療育が必要と認められる障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる支援体制の充実を図るとともに、もって当該障害児及びその家族の福祉の向上を図る。

【運営方針】

1. 訪問および外来の方法によって、障害児およびそのご家族への相談指導を行う。
2. 外来の方法によって音楽療法を実施し、障害児の療育指導を行う。
3. 障害児関連の関係機関に対して、様々な情報提供や研修の機会を提供する。

【所在地】 大阪府堺市東区白鷺町2丁9番32号

- 【職員配置】 管理者 1名 相談員3名(4名ともすべて兼務)
- 【対象者】 重症心身障害児、知的障害児、身体障害児、その他療育が必要と認められる障害児
- 【サービスの提供方法及び内容】
- (1)しらさぎ本体と、しらさぎ・ネスト双方に相談員を配置し、営業時間内に外来や訪問の方法によって相談に応じる。
 - (2)支援センターしらさぎにおいて、月1回専門の講師を招き、「おとぼっこ(音楽療法)」を実施する。
 - (3)障害児関連の関係機関からの依頼に基づき、相談員が出向くなどした上で、障害児関連の施策や制度などの情報提供を行う。

しらさぎ・ネスト

地域活動支援センター運營業務(堺市)

昨年度、堺市より3年間の再委託を受け2年目。開設以来5年目となる今年度も、これまでと変わらず、「居心地の良い休息所」「安心できる拠り所」という、様々な人たちの「居場所」となれるようにしていきます。とりわけ就労している単身生活者などが、気軽に立ち寄れる居場所であるとともに、日中事業所や仕事帰りの支援を中心としたトワイライト時間帯における支援や、地域で生活している利用者やその家族、さらに地域住民も利用できる居場所づくりを心がけます。地域の方々の協力も得ながら、様々なプログラムを提供していくとともに、利用者自身がプログラムの企画や運営に携わる機会を積極的に支援するなど、生きがいがづくり・仲間づくりにつながるような支援も継続して行きます。

さらに、引き続き地域の商店会組合の一員として、活動します。これまでと変わらず施設や設備を積極的に地域へ開放し、行事などにも参加し、利用者の方々が地域の方々と共に活動することで、ゆるやかな障害理解(啓発)を進めていくことも、引き続き目指していきます。

【事業目的】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第26項に規定する地域活動支援センターの機能を充実・強化して運営し、障害者及びその家族等が通所することにより、地域生活への移行を推進するとともに、地域での自立生活の促進を図ることを目的とします。

【職員配置】 施設長 1名 地域活動支援員2名

【所在地】 大阪府堺市東区白鷺町1丁21-7

【営業日及び時間等】

事務所の営業日・時間 日曜日から金曜日の11時45分～20時30分まで
ただし、国民の祝日および12月29日～1月3日を除く。

サービス提供・時間 日曜日から金曜日の正午から20時まで
緊急時には、電話等により連絡が可能な体制をとっています。

【対象者】 堺市内に住所を有する障害者及びその家族等

【サービスの提供方法及び内容】

(1)日常生活支援に関する業務

(ア)基礎的事業(居場所提供)

- ① 利用者が自由に利用できる、日常生活における憩いの場を提供すること。また、地域の様々な障害者等が利用しやすい環境を整備するよう努めます。
- ② 利用者の利用目的に応じた創作的活動、生産活動、自主的活動等を行うことができる場を提供します。

(イ)専門的事業

- ① 地域の相談支援事業者、障害者基幹相談支援センター等と相互に連携・協力し、利用者が地域生活へ円滑に移行できるように支援します。
- ② 利用者の不安の解消や情緒の安定を図るために、日常生活に関する相談に応じ、支援すること。また、利用者の健康及び保健衛生の維持管理のために、服薬管理や生活習慣等の助言や確認などを行い、心身の状況の把握に努めます。
- ③ 地域住民への障害理解や普及啓発活動を行うとともに、地域関係者と連携することで、利用者の社会参加の促進を図ります。

(2)生きがい・仲間づくり支援に関する業務

- ① 利用者のコミュニケーションにかかわる不安の解決に向けて支援し、利用者の対人関係能力の向上を図ります。
- ② 利用者に対して、趣味、スポーツ、文化、余暇活動や地域活動に関する情報を提供します。また、当事者活動や自助グループ活動等を支援し、その活動の紹介及び仲介します。
- ③ 利用者の自主的なグループ活動や社会参加等に対して、助言や支援をします。また、利用者同士が、日常生活における悩み相談や情報交換、学習交流ができるよう助言や支援をします。

(3)プログラム(グループワーク)支援業務

週に2回以上、下記①～⑤の内容で実施します。

なお、各プログラムは、利用者が自ら選択し活用できるように、実施目的を明確化するなど創意工夫し、利用者が気軽に参加しやすいようにします。

- ① 社会復帰・社会参加の支援に関すること。
- ② エンパワメントの支援に関すること。
- ③ 生きがいづくり・仲間づくりに関すること。
- ④ 一般就労・福祉的就労に関すること。
- ⑤ その他、利用者の支援にかかわる内容に関すること。

また、利用者の家族等に向けたプログラムや利用者や家族等と一緒に参加できるようなプログラムを実施するよう努めます。

相談支援事業

しらかぎ・ネストにおいて実施している相談支援事業は、障害福祉サービス利用時に必須となった「サービス等利用計画」の作成を中心に、障害のある人が安心して地域で生活できるよう支援していける体制を整えます。計画相談については、今後さらにそのニーズが増える見通しであり、それに対応する相談支援体制をさらに強化し、障害者ケアマネジメントに基づいた、本人中心の支援にこだわった相談業務を展開していきます。

指定相談支援事業所として、法に基づく以下の相談支援事業を、他の機関と連携して、利用者を中心としたネットワークを構築しながら提供していきます。それぞれの事業の実施に際しては、以下の事業目的、運営方針により常に利用者の立場に立った適切な相談支援を提供していきます。

- 1 指定特定相談支援事業(計画相談・基本相談)
- 2 指定一般相談支援事業(地域移行・地域定着・基本相談)
- 3 障害児相談支援(計画相談・基本相談)

【事業目的】

相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な相談支援を提供します。

【運営方針】

- 1 利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- 2 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

【職員配置】 管理者 1名 相談支援専門員 2名

【営業日及び時間等】

事務所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで

ただし、国民の祝日および12月29日～1月3日を除く。

サービス提供・時間 利用者等の必要に応じて緊急時には電話等により 24 時間連絡が可能な体制をとるものとする。

【対象者】 大阪府域の知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害者、難病

【サービスの提供方法及び内容】

- 1 障害者計画相談支援（指定特定相談）

地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談に関する業務及び計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）に関する次の業務を行います。

- (ア) アセスメントを実施すること。
- (イ) サービス利用計画書を作成すること。

- (ウ) サービス利用計画書を利用者等に交付すること。
- (エ) モニタリングを実施すること。
- (オ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (カ) 利用者等からの依頼により、利用者及び障害児が居宅での生活に移行できるよう、必要な情報及び助言その他必要な援助を行うこと。
- (キ) その他必要な相談及び援助。

2 地域相談支援（指定一般相談）

（地域移行支援）

施設・病院等からの地域生活移行支援について、計画相談と連携して相談を受け、情報提供するとともに地域移行支援計画を作成し、地域移行のための次の業務を行います。

- （ア）地域移行支援計画の作成
- （イ）相談及び援助
- （ウ）体験利用、体験宿泊の実施
- （エ）住居の確保や障害福祉サービスのための同行支援

（地域定着支援）

利用者が安心して地域生活を継続していくことができるよう、次の業務を行います。

- （ア）常時の連絡体制の確保等
- （イ）緊急の事態への対処等

3 障害児計画相談（障害児相談支援）

児童及びその家族からの相談を受け、障害児支援事業所等と連携し、1と同様の計画相談業務を行います。